

検討課題口 事業所における通報連絡や情報共有の徹底強化

【現場対応に当たる防災要員、公設消防隊等への的確な事故情報の提供について】

- ① 通信責任者等の確立等
- ② 報告すべき事故情報等の追加

【背景】

石油コンビナート災害の特殊性を勘案した場合、異常現象や事故発生時の当該事業所における、初動対応に当たる防災要員、自衛・共同防災組織及びこれらと連携して活動を行う公設消防隊等、さらには隣接事業所等への事故情報の伝達は、迅速かつ確実に行われる必要があり、その適切な情報に基づき、危険を回避しながら早期の事故収束や拡大防止を図ることが極めて重要であるが、近年のコンビナート事故（兵庫県：爆発事故）での人身事故等を踏まえ、これらの徹底強化を図る必要がある。

【現行計画の内容】

「特定事業所は、通報・連絡組織を確立し、通信責任者及び情報処理担当者を選任しておくもの」と規定されており、また、防災関係機関における、災害情報の収集及び連絡活動に関する規定で、報告すべき災害情報の内容について規定されているが、消防活動上配慮が必要な情報（可燃性物質・毒劇物・放射性物質等の情報、注水可否の情報、危険要因・危険範囲の情報、公設消防隊のアクセスポイント等）についての項目は明記されていない。（防災計画：第4章第1節5. 連絡体制の確立及び災害情報収集・連絡活動）

【対策案】

① 通信責任者等の報告等（新規）

- 特定事業所は、通報・連絡体制を強化させるため、通信責任者及び情報処理担当者（正・副）に選任した職員について防災本部長に報告するものとし、当該報告を受けた防災本部長は、構成する防災関係機関に通知するなどし、情報を共有するものとする。

② 報告すべき事故情報等の追加

- 特定事業所の通信責任者は、以下の情報が判明し次第、必要に応じ、各段階において、逐次、防災本部構成機関及び隣接事業所等に報告するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害応急対策の実施状況
- (3) 今後必要とされる対策
- (4) 各機関の応急対策の調整を必要とする事項

(5) 消防活動上必要な情報

- ア 要救助者及び負傷者等の有無
- イ 消防機関が進入すべき入門口
- ウ 発災施設の概要
- エ 可燃性物質・毒劇物・放射性物質等の情報
- オ 注水可否等の消防活動上の注意事項情報
- カ 危険要因・危険範囲の情報
- キ 消防水利の状況

- (6) 今後予想される災害の態様
- (7) 周辺住民の避難の必要性の有無
- (8) その他必要な事項

既定

追加

【対策案】 つづき

参考

平成26年10月14日に公布された「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年総務省令第76号）」（参照資料4参照）により、石油コンビナート等災害防止法に基づき、特定事業者が防災規程※に定めなければならない事項に、「**災害現場において、市町村長（又はその委任を受けた市町村の職員）から要求があった場合における情報提供が適切に行われるための体制に関すること。（略）**」が追加された。

※防災規程：自衛防災組織が行うべき防災活動に関する事項を定めた規程をいう。

○その他

➤ 平素からの情報収集と共有（新規）

防災関係機関は平素からの取組みとして、所属機関の保安や環境等を担当する関係部局、関係機関等と連携し、応急対策上必要な事業所情報（可燃性物質・毒劇物等の所在や性状、主な貯槽施設や防災施設等の概要等）を共有するものとする。また、県及び消防機関は、消防庁において整備している「石油コンビナート地域情報管理システム」についても、活用を図っていくものとする。